

(1) 広域化・共同化計画実施マニュアル の策定について

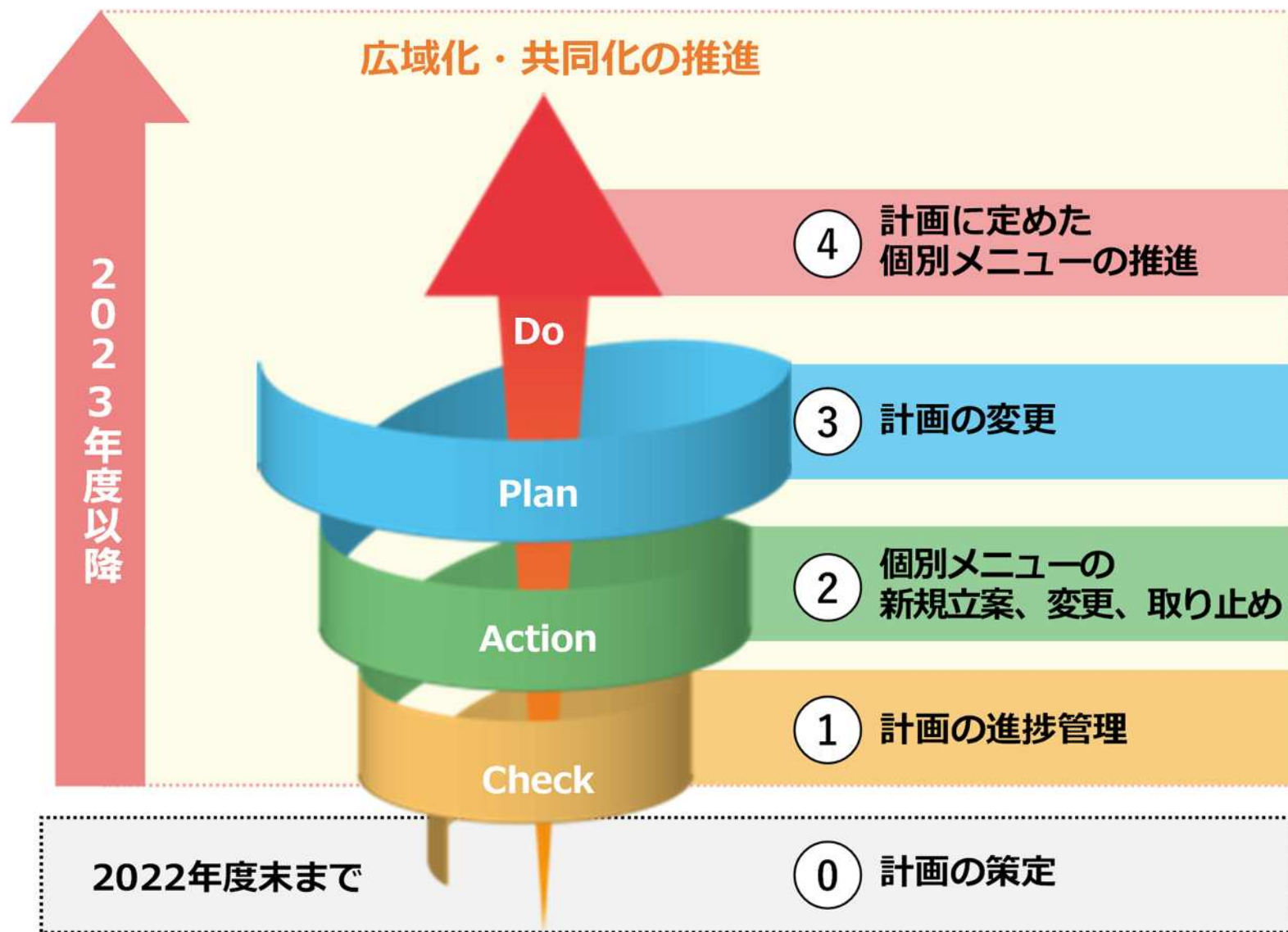
総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

広域化・共同化計画実施マニュアルの策定について

- ① 広域化・共同化計画実施マニュアルの策定方針
- ② 前回分科会の結果
- ③ 目次構成
- ④ 各都道府県からの要望事項等
- ⑤ マニュアル記載内容の主なポイント
- ⑥ 意見照会を踏まえた各章の修正、記載事項

① 広域化・共同化計画実施マニュアルの策定方針

マニュアルは、実施段階移行後の ①Check（進捗管理）、②Action（新規立案、変更、取り止め）、③Plan（計画の変更）、④Do（個別メニューの推進）の各ステップを補完し、広域化・共同化を推進することを目的とする。





主な意見

- 進捗管理が重要、計画の熟度がどれだけ高まっているかを確認すべきであり、事業開始までの各ステップが的確に進められているか、チェックが必要（P19）
- 広域化・共同化計画の推進は、関連計画との関係が重要であり、ストマネ計画や事業計画等、各自治体で計画を見直す際には、広域化・共同化計画との整合性の観点から、都道府県は広域的な観点で調整やアドバイスが必要（P7,9）
- 計画策定とはなったが、煮詰まっていないメニューも多いと思われるため、現計画の内容に限らず、新規メニューの立案は、計画策定マニュアルを参照して取組を進めて行くことが重要（P11）
- 本マニュアルは、広域化・共同化計画が策定されたことを前提としてしているのので、その前提条件を分かりやすく記述する（P11）
- 人材を確保し育成していくことが、事業を継続的に進める上で非常に重要であり、その項目も必要（P109）

③ 目次構成

実施マニュアル 目次構成

マニュアルの策定方針である「CAPDのスパイラルアップによる広域化・共同化計画事業の推進」に基づき、以下の目次構成とする

第1章：総論

第2章：計画の進捗管理（Check）

第3章：個別メニューの新規立案、変更、取り止め（Action）

第4章：計画の変更（Plan）

第5章：個別メニューの推進（Do）



意見照会を踏まえ
目次構成を見直し

第1章：総論

第2章：計画の進捗管理（Check）

第3章：計画の変更（Action, Plan）

第4章：個別メニューの推進（Do）

④ 各都道府県からの要望事項等

マニュアルの内容に関する要望

- 計画に記載した各メニューの実施に係る具体的な作業手順、手続き（法令含む）、役割分担、プロセス（P42～）、計画の見直しや変更の進め方等（P24）
- 集落排水やし尿関係等を統合する際の廃掃法の適用の事例等（P45）
- 統廃合に伴う雨天時浸入水対策（P44）や補助金返還等の手続き等（P51）

進捗管理表の改善要望

- 進捗管理表のカスタマイズ化（P20）と計画変更手続きの明確化（P24）
- 取組内容や進捗状況を適切に管理するため、連携メニューや進捗評価の項目の変更及び追加ができるような自由度の設定や計画時に作成したロードマップを記載または貼付けができるような改善（P20）
- 新規メニューの追加及び廃止した場合の進捗管理表及び広域化・共同化計画の取り扱いや更新・変更手続きの明確化（P26）

➡ 要望等も踏まえ、「広域化・共同化計画実施マニュアル」案を作成

⑤ マニュアル記載内容の主なポイント

! 主なポイント

- CAPD（Check-Action-Plan-Do）の4ステップを繰り返し、取組内容の拡大、高度化による広域化・共同化の深化を図る考え方を示した。
- 広域化・共同化の取組を継続するため、都道府県を起点とした進捗管理の重要性を明記した上で、最低限行うべき進捗管理の方法を明記した。
- 計画変更の考え方を明確化した。
- 水道事業で取組が進められている事業統合・経営の一体化について、同様の取組を汚水処理事業で実施する場合の論点を整理した。
- 広域化・共同化の各種取組の事業化フローを示し、検討・事業化を進める上での留意事項を整理した。

⑥ 意見照会を踏まえた各章の修正、記載事項

段階		前回分科会	今回修正案
第1章	総論	広域化・共同化計画推進の必要性 CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進 マニュアルの適用範囲 広域化・共同化計画の位置づけ 広域化・共同化計画の推進体制 関連計画との調整 脱炭素・資源循環・官民連携・DXの推進 事例集の活用	広域化・共同化計画推進の必要性 CAPDによる広域化・共同化の取組深化 マニュアルの適用範囲 広域化・共同化計画の位置付け 広域化・共同化計画の推進体制 関連計画との調整 脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進 広域化・共同化に係るマニュアルの体系 事例集の活用 本マニュアル活用にあたっての留意事項
第2章	Check	進捗管理の方法	進捗管理の方法
第3章	Action Plan	個別メニューの新規立案、変更、取り止め	計画変更の考え方 定期的な見直し 随時の見直し 変更した計画の公表
第4章	Plan	計画の変更	
第5章 ↓ 第4章	Do	個別メニューの推進	各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

目次構成

章番号

目次項目

1-1	広域化・共同化計画推進の必要性	● 広域化・共同化推進の必要性を説明した上で、 推進にあたっての関連事項等を解説
1-2	CAPDによる広域化・共同化の取組深化	
1-3	マニュアルの適用範囲	
1-4	広域化・共同化計画の位置づけ	
1-5	広域化・共同化計画の推進体制	
1-6	関連計画との調整	
1-7	脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進	
1-8	広域化・共同化に係るマニュアルの体系	
1-9	事例集の活用	
1-10	本マニュアル活用にあたっての留意事項	



前回からの修正点

- CAPDの推進を支援するため、広域化、共同化計画は実施マニュアルと計画策定マニュアルの2編による体系化を明記（1-8）
- 本マニュアル活用における留意事項を明記（1-10）

1-2 CAPDによる広域化・共同化の取組深化

策定した広域化・共同化計画は、①Check（進捗管理）、②Action（個別メニューの新規立案、変更、取り止め）、③Plan（計画の変更）、④Do（個別メニューの推進）の4つのステップを繰り返し、着実な事業推進だけでなく、取組内容の拡大、高度化により、広域化・共同化の取組を深化させるものとする。



記載のポイント

- 広域化・共同化の取組深化のため、着実な事業推進に加え、**取組内容の拡大、高度化の必要性を明示**

1-5 広域化・共同化計画の推進体制

広域化・共同化計画の推進にあたっては、国・都道府県・市町村がそれぞれ果たすべき役割を認識した上で、お互いの連携により取組を進めることが必要である。広域化・共同化の取組は、中心的役割を期待されている都道府県による進捗管理を起点として、都道府県と市町村等が連携して個別メニューの検討、合意形成を図り、事業化を進めることとする。また、広域化・共同化の検討にあたっては、汚水処理に係る部局（下水道、集落排水、浄化槽）のみならず、し尿処理部局も参画することが望ましい。

また、下水道公社や日本下水道事業団などの公的機関による体制補完も有効である。



記載のポイント

- 再確認の意味合いも込め、**地方自治法で定められた国・都道府県・市町村の役割分担**を明記
- 特に都道府県においては、進捗管理、流域下水道としての事業実施を**鑑み中心的な役割を担うことの必要性**を記載

1-6 関連計画との調整

広域化・共同化計画の推進にあたっては、各市町村の汚水処理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画と調整しつつ、取組を進めるものとする。
なお、都道府県構想の見直しの際には、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図ることとする。



記載のポイント

- 広域化・共同化計画の**事業化の過程**で支障が生じないように、必要となる各種関連計画との調整について留意事項として明記
- 個別に実施された対象施設の増設や改築更新等により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定められた処分制限が障害となることも想定されることから、**広域的かつ中長期的な視点**を持って各種検討を進める必要を明記

1-7 脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進

下水道事業の脱炭素・資源循環の推進に際しては、広域化・共同化によりスケールメリットを確保し、取組推進に係るコスト低減、事業効果の最大化を図ることが有効である。

広域化・共同化の推進の際には、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用することで、より効率的な事業実施に期待できる。

また、ウォーターPPPを始めとする官民連携の推進と広域化・共同化の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されることから、双方ともに積極的に検討いただくことが望ましい。



記載のポイント

- 社会的要請を踏まえ、広域化・共同化と脱炭素・資源循環の一体的な推進と共に、導入効果を増進するため、DX・官民連携活用の必要性を記載
- 官民連携事業においては、特に事業期間が10年となるウォーターPPPとの一体的な検討についても記載

1-8 広域化・共同化に係るマニュアルの体系

広域化・共同化に係るマニュアル体系は、本マニュアルと別途公表している「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和2年4月）の2編によるものとする。

! 記載のポイント

- 既計画の見直しによりその取組を深化していくことの必要性を明記
- 改めて「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」の目次構成を紹介

1-9 事例集の活用

広域化・共同化計画推進にあたっては、本マニュアルの他、各省庁等が別途公表している広域化・共同化の事例集を活用し、関連する先行事例を把握、関係者への先行事例の紹介や参考とした各種検討、合意形成等を進めて行くことが有効である。



記載のポイント

- CAPDにより再編した事例集の掲載内容を提示すると共に、事例集活用の有効性を記載
- 4章の個別メニューの解説においても、関連する事例を紹介し、マニュアルから事例集への参照を分かりやすく編集
- 水道事業等、下水道事業以外の広域化・共同化の事例集も紹介

1-10 本マニュアル活用にあたっての留意事項

本マニュアルは、広域化・共同化計画の実施編として、検討・合意形成・事業化等を進める上で関連する法令、通知等を掲載している。本マニュアルの掲載内容は令和5年度末時点のものであることから、適宜、法令の改正等により規定内容の変更の有無を確認すること。

記載のポイント

- 個別メニュー推進における留意事項に**関連する法令、通知等の規定等**を掲載
- 留意事項としてそれらが**令和5年度末時点**のものであるため、最新の規定内容の確認の必要性を明記

目次構成

章番号	目次項目	
2-1	計画の策定状況	● 広域化・共同化計画の策定状況を把握した上で、都道府県における進捗管理の必要性と目的を定め、その方法等について解説
2-2	進捗管理の必要性と目的	
2-3	進捗管理の方法	
2-4	経営改善効果の測定	



前回からの修正点

- 経営改善効果の測定の例示として、**モデルGによる経費回収率の推移の比較方法**を紹介（2-4）

2-3 進捗管理の方法

広域化・共同化計画の進捗管理にあたっては、「広域化・共同化計画進捗管理表」を活用し、年度ごとに個別メニューの進捗状況を把握するとともに進捗状況について公表することが望ましい。



記載のポイント

- 広域化・共同化計画進捗管理表を都道府県が作成
- 広域化・共同化計画進捗管理表は進捗を管理する上で最低限度を示したものであり、独自の項目を設けることを妨げるものではない
- 広域化・共同化計画進捗管理表をさらに詳細にするなどの意見もあるがよりきめ細やかな進捗管理をする場合は都道府県独自で必要に応じて対応
- 都道府県は市町村の個別メニューごとの進捗を管理
- 広域化・共同化の推進をするため、進捗状況の把握や取組の水平展開のため、国へ提出を求める可能性もある

2-4 経営改善の測定

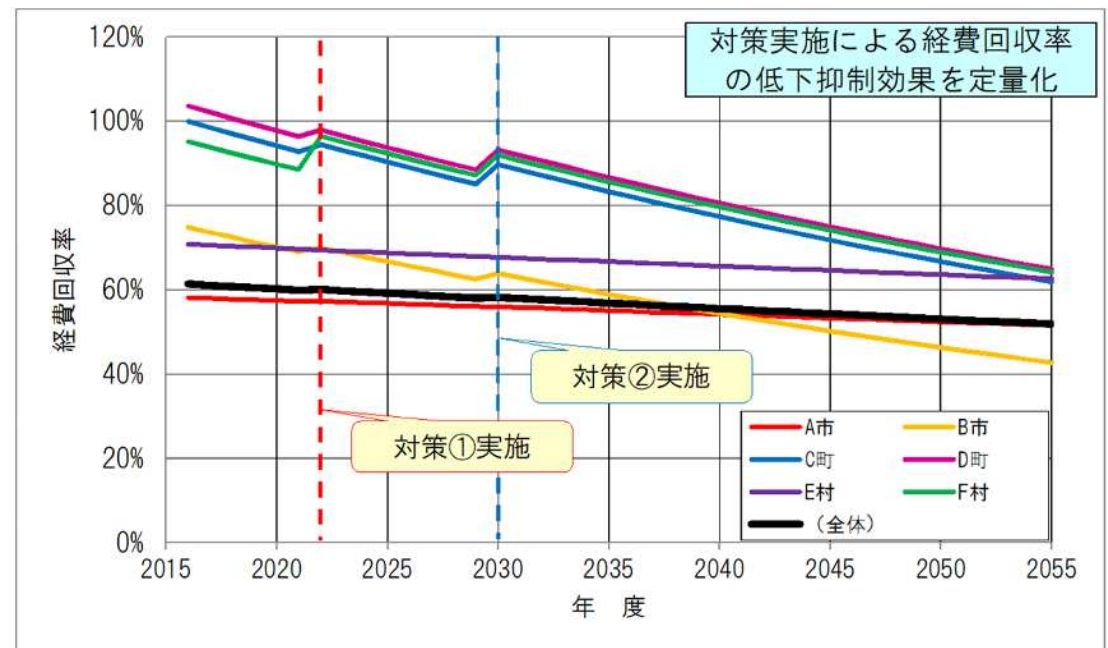
広域化・共同化計画に基づくハード対策を実施することにより、管理すべき污水处理施設の減少による維持管理費の低減効果等が期待される。また、ソフト対策を実施することにより、執行体制が強化され、職員負担の低減効果が期待されるため、個別メニューの効果の把握に努めること。



記載のポイント

- 経営改善効果の測定方法として、広域化・共同化に基づく各種取組実行前後の数年間の維持管理や污水处理費、**経費回収率等を比較**等の方法を紹介

モデルGによる計画実施前と実施後の経費回収率の推移
(イメージ)



目次構成

章番号	目次項目	
3-1	計画変更の考え方	● 広域化・共同化計画の変更が生じた場合の考え方について解説
3-2	定期的な見直し	
3-3	随時の見直し	
3-4	変更した計画の公表	



前回からの修正点

- 第3章「個別メニューの新規立案、変更、取り止め」と第4章「計画の変更」を再編して第3章「計画の変更」として一本化
- 計画変更は、「定期的な見直し」と「随時の見直し」の2つの考え方で整理
- 計画変更した場合の公表に関する考え方を整理

3-1 計画変更の考え方

広域化・共同化計画の変更は、上位計画である都道府県構想にならない、5年に1回の定期的な点検を基本とする。定期的な点検に加え、多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メニューの立案や取り止め等の変更があった場合には、随時、計画の見直しを行うものとする。



記載のポイント

- 計画変更は、「定期的な見直し」と「随時の見直し」の2つの考え方により行うことを明記
- 「定期的な見直し」は5年に1回、「随時の見直し」は多くの住民の利害に影響を生じる新たな新たな個別メニューの立案等があった場合とする

3-2 定期的な見直し

広域化・共同化計画は、5年に1回の定期的な点検を基本として、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の状況や計画に定めのない新規の個別メニューの立案の有無等を把握し、計画内容の見直しを行うものとする。



記載のポイント

- 「定期的な見直し」は5年に1回行うことを基本とし、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化や内容の変更、取り止めの状況、新たな個別メニューの立案の有無等を把握し、計画内容の見直しを行うものとする。

3-3 随時の見直し

多くの住民の利害に影響が生じうる新たな個別メニューの立案や、計画に位置付けた個別メニューの変更、取り止め等があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

! 記載のポイント

- 「随時の見直し」の考え方を「新たな個別メニューを立案した場合」「計画に記載した個別メニューの変更が生じた場合」「計画に記載した個別メニューの取り止めが生じた場合」の3ケースで整理

個別メニューの区分	随時の見直し考え方
新たな個別メニューを立案した場合	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな個別メニューを立案し、事業化を図る場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に追記すること・ 新たな個別メニューの事業化により多くの住民の利害に影響が生じうる場合には、広域化・共同化計画を変更し、当該メニューを広域化・共同化計画に定めること・ 上記に該当しないと判断される場合には、次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューを追記すること
計画に記載した個別メニューの変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 計画に定めた個別メニューのスケジュール等について変更が生じた場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に変更内容を反映させること・ 次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューの変更内容を反映させること
計画に記載した個別メニューの取り止めが生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 計画に定めた個別メニューの取り止めが生じた場合、速やかに進捗管理表に取り止めとなった旨を記載すること・ 次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューが取り止めとなったこと、取り止めとなった理由を記載すること

3-4 変更した計画の公表

広域化・共同化計画の見直しにより変更計画を策定した際には、ホームページ等を通じて変更計画を公表し、住民や関係機関等に広く周知を行うものとする。

記載のポイント

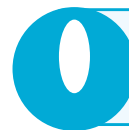
- 変更計画を策定した際には、**ホームページ等を通じて公表**すると共に、公表に向けたプロセスは**各都道府県で定める**ことを明記

目次構成

章番号

目次項目

4-1	広域化・共同化を実施する手法
4-2	各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度
4-3	事業統合・経営の一体化
4-4	汚水処理の共同実施
4-5	汚泥処理の共同実施
4-6	施設の広域監視
4-7	計画・調査委託の共同
4-8	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注
4-9	維持管理業務の共同発注
4-10	災害時対応の共同化
4-11	庁内事務の共同化
4-12	広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度



記載のポイント

- 地方自治法、下水道法、民法による各実施手法のポイントを解説
- 各広域化・共同化メニューの実施方法、事業化フロー、留意事項を解説
- 各省庁による財政支援制度を紹介

4-1 広域化・共同化を実施する手法

・ 地方自治法に基づく広域化・共同化の制度

地方自治法の
広域化・共同化の制度

法人の設立を要しない簡便な仕組み

- ・ 協議会
- ・ 機関等の共同設置
- ・ 事務の委託
- ・ 連携協約
- ・ 事務の代替執行
- ・ 指定管理者
- ・ 公の施設の区域外設置

別法人の設立を要する仕組み

- ・ 一部事務組合
- ・ 広域連合

・ 下水道法に基づく広域化・共同化の手法

流域下水道、下水道協議会制度（広域化・共同化推進の協議の場）

・ 民法に基づく広域化・共同化の手法

・ その他の手法

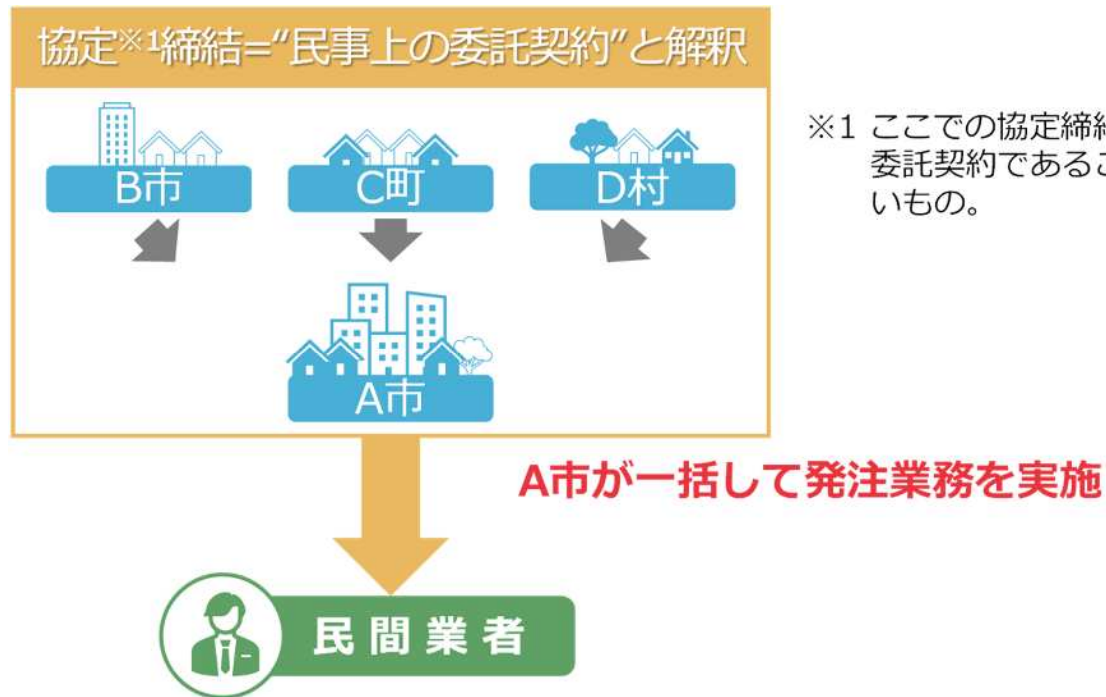


記載のポイント

- 各手法の**特徴**や**法的制限**（できること、できないこと）等の考え方を説明

4-1 広域化・共同化を実施する手法

- 民事上の委託契約



! 記載のポイント

- **議会の議決を伴わない手法**として、民事上の委託（覚書・協定書）の締結により事務等の共同化が実施できることを解説

4-3 事業統合・経営の一体化

ケース 1 市町村同士の事業統合等

方法

市町村同士で一部事務組合等を設立し、一部事務組合等が1つの公共下水道として運営する。

スキーム図



ケース 2 都道府県と市町村の事業統合等

方法

都道府県と市町村が広域連合等を設立し、一部事務組合等が流域下水道と公共下水道を運営する。

スキーム図



※事業計画を一つとした場合は事業統合、存置した場合は経営の一体化

4-3 事業統合・経営の一体化



記載のポイント

- 事業統合を進める上で想定される検討事項として、管理者の配置、議会の設立、事業内容、行政財産、使用料体系、一般会計繰入金等の項目を水道事業と対比しながら明示
- 雨水事業も含めて事業統合する場合の留意事項を明記

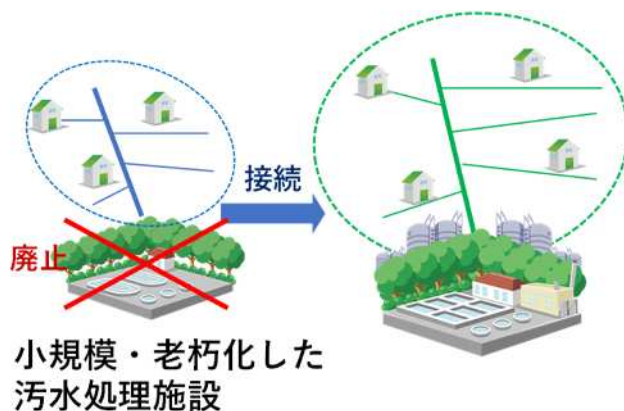
4-4 汚水処理の共同実施

ケース 1 汚水処理施設の統廃合

方法

小規模で老朽化した汚水処理施設を廃止し、隣接する汚水処理施設に汚水管渠で接続する。

スキーム図

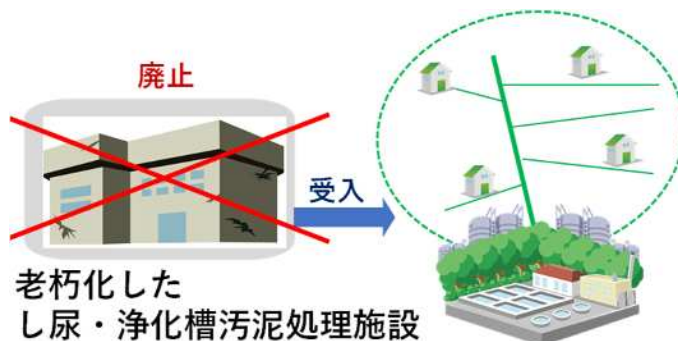


ケース 2 し尿・浄化槽汚泥の受入

方法

老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設に投入し、処理場施設で処理する。

スキーム図

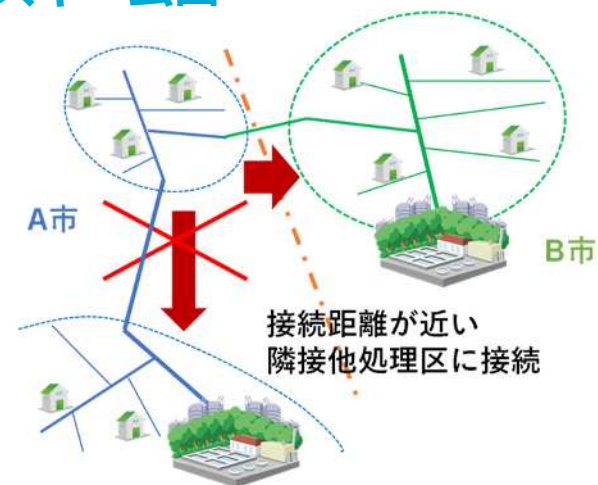


ケース 3 流下先の見直し

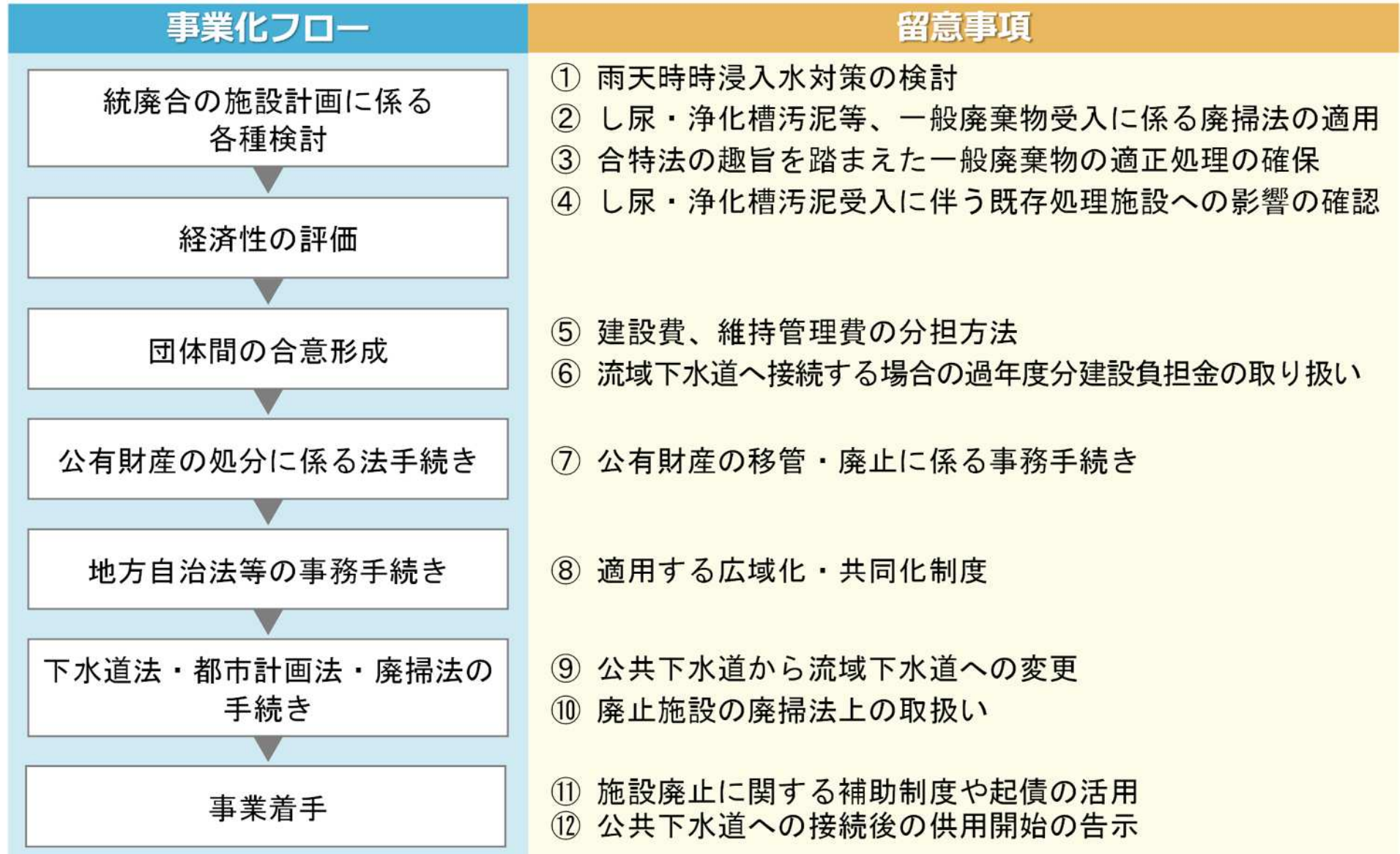
方法

新たに汚水処理区域の整備にあたり、当初予定された流下先でなく、接続距離の近い隣接する他市町村の汚水処理区域（単独公共下水道、または流域関連公共下水道）に接続する。

スキーム図



4-4 汚水処理の共同実施の標準的な事業化フローと留意事項



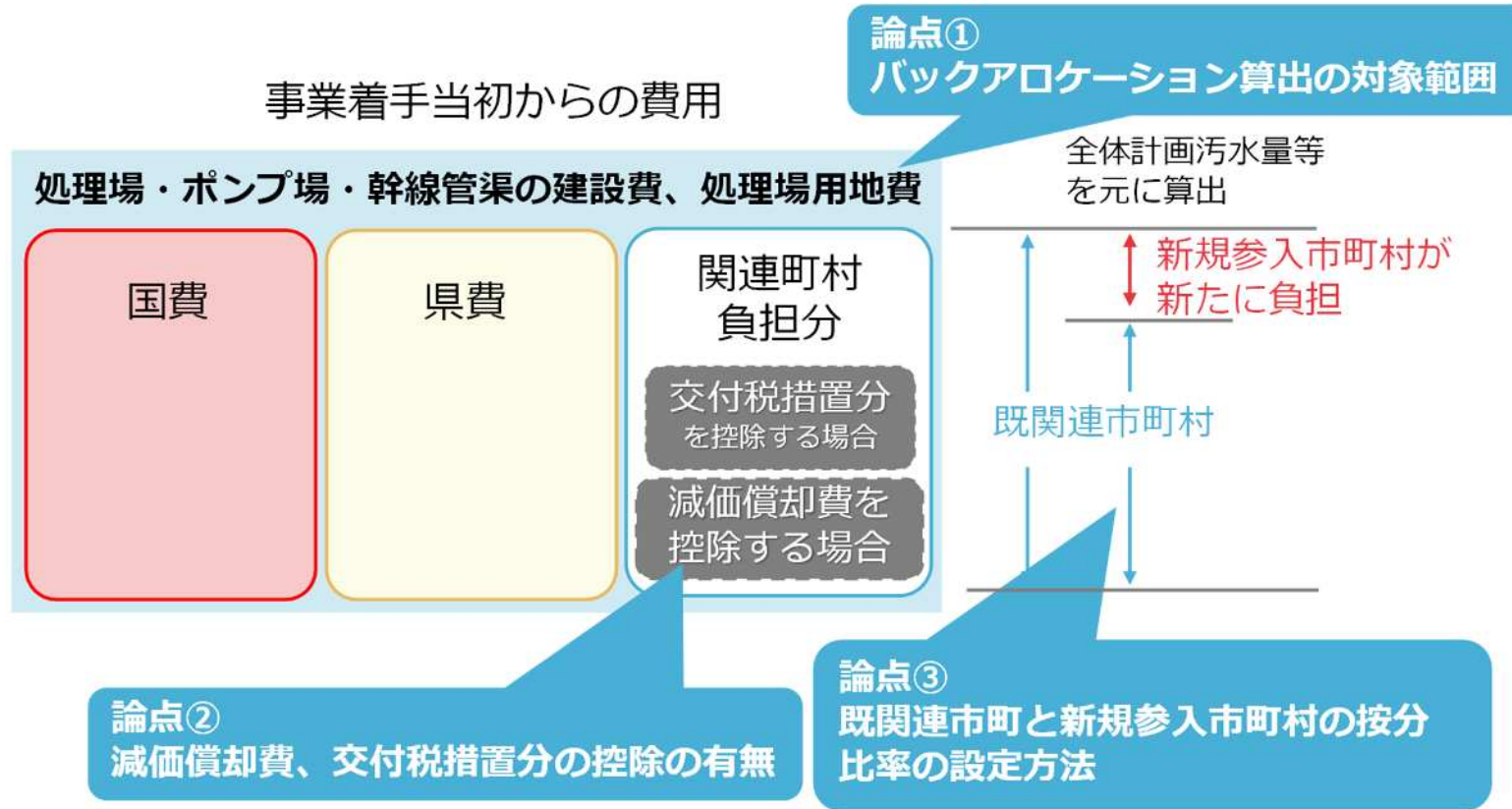
4-4 汚水処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 汚水処理施設の統廃合	東京都・八王子市	・老朽化した合流区域を含む八王子市の単独公共下水道の処理場を廃止し、東京都の流域下水道に接続
	神奈川県・小田原市	・老朽化した小田原市の処理場を廃止し、神奈川県の流域下水道に接続
	愛媛県松山市・砥部町	・松山市内の団地内の老朽化した集中浄化槽を廃止し、砥部町の公共下水道に接続
(ケース2) し尿・浄化槽汚泥の受入	石川県白山市・能美市・野々市市・川北町	・老朽化したし尿処理施設を廃止し、石川県白山市の松任中央浄化センターで受入
	東京都	・災害時、東京都の処理場でし尿搬入、受入を行う覚書を締結
(ケース3) 流下先の見直し	北海道旭川市ほか5町	・北海道旭川市が周辺5町の汚水を区域外流入として受入し、旭川市処理場にて処理
	岡山県津山市・鏡野町・美咲町	・鏡野町、美咲町の公共下水道区域を津山市に接続し、津山浄化センターで受入
	岡山県矢掛町・笠岡市	・笠岡市の一部区域の汚水の流下先を見直し、矢掛町の矢掛浄化センターで受入

4-4 汚水処理の共同実施における建設費、維持管理費の分担方法の事例

方法	団体名	建設費	維持管理費
(ケース1) 汚水処理施設の 統廃合	東京都、 八王子市	<ul style="list-style-type: none"> ・接続前の建設費は、接続後の計画水量の按分比率により建設負担金を算出して八王子が負担（バックアロケーション） ・接続後の建設費は、計画水量の按分比率により建設負担金を算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・分流区域は、当該区域の実績水量と処理場全体の実績水量で維持管理費を按分 ・合流区域は、処理量を計測して八王子市が負担
	愛媛県松山市、 砥部町	<ul style="list-style-type: none"> ・接続した松山市側区域内の住民から徴収した受益者負担金の一部を水量按分で砥部町に支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続した松山市側区域内の住民から砥部町の下水道使用料体系で松山市が徴収し、松山市から砥部町に支払い
(ケース2) し尿・浄化槽 汚泥の受入	石川県白山市、 能美市、 野々市市、 川北町	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業で整備する前処理施設は白山市が建設した上で、処理単価に建設負担金分を上乗せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費は、市町別の処理量に応じて負担することとし、処理単価に維持管理負担金分を上乗せ
(ケース3) 流下先の見直し	北海道旭川市 ほか5町	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場および共同使用管の建設負担金は、事業開始時まで遡及し、起債利子等を含めた費用を関連5町で負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出
	岡山県津山市、 鏡野町、 美咲町	<ul style="list-style-type: none"> ・接続後の建設費の内、処理場は日最大計画汚水量比率、ポンプ場、污水管渠は時間最大計画汚水量比率で費用負担 ・接続前の建設費に対するバックアロケーションはなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出
	岡山県矢掛町、 笠岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・接続前の既設分の建設費は、全体計画汚水量比率により按分した金額を笠岡市が負担（バックアロケーション） ・接続以降の増設や改築更新は、全体計画汚水量比率により按分 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政界に流量計を設置し、当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出

4-4 流域下水道へ接続する場合の過年度分建設負担金の取り扱い



論点①：対象経費の範囲								論点②：按分方法	
処理場建設費	処理場用地費	ポンプ場建設費	幹線管渠建設費	元本利息	維持管理費	交付税措置考慮	減価償却考慮	計画汚水量	計画処理面積
9	8	7	8	3	0	2	5	10	2

4-4 汚水処理の共同実施に適用する広域化・共同化制度

広域化・共同化制度

制度適用の考え方

管理執行協議会	<ul style="list-style-type: none">共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	<ul style="list-style-type: none">共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	<ul style="list-style-type: none">新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	<ul style="list-style-type: none">共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用
公の施設の区域外設置	<ul style="list-style-type: none">隣接する他市町村へ汚水を流入させるにあたり、そのための接続管を他市町村の行政区域内に自ら建設する必要がある場合等に適用
民事上の委託	<ul style="list-style-type: none">委託の範囲が汚水・汚泥の受入処理・処分のみ限定され、共同での施設建設が生じない場合に適用が可能



記載のポイント

- 汚泥処理の共同実施を進めるにあたり、その形態により適用が想定される **広域化・共同化制度の考え方**を記載

4-5 汚泥処理の共同実施

ケース 1 既存の汚泥処理施設を 活用した共同実施

方法

既存の汚泥処理施設の余力を活用し、他処理場の汚泥を受入・処理する。

スキーム図



ケース 2 汚泥処理施設の 新規建設による共同実施

方法

既存の処理場に新規の汚泥処理施設を建設し、他処理場の汚泥を受入・処理する。

スキーム図



ケース 3 新たな法人設立による 共同実施

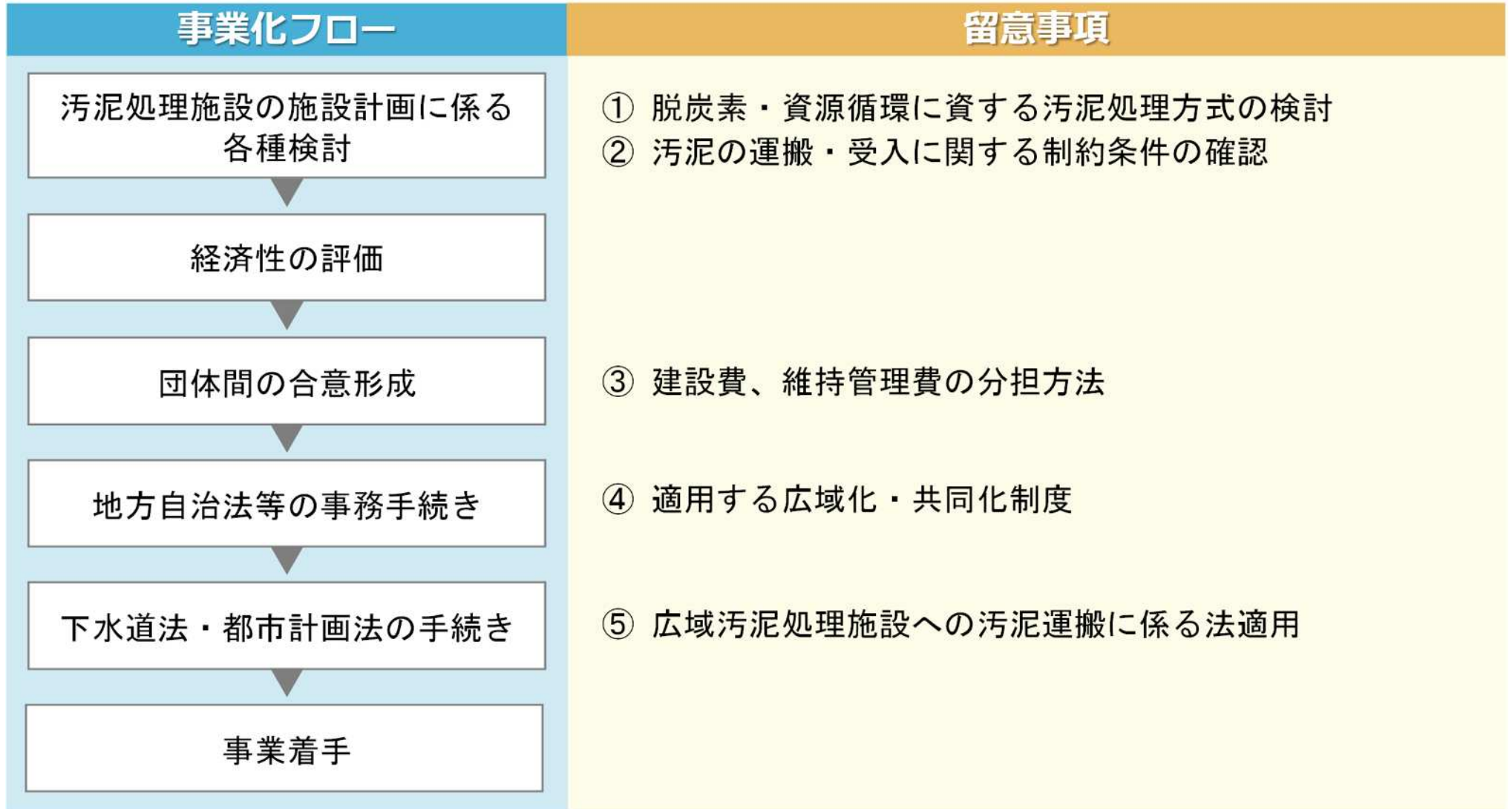
方法

汚泥処理の共同実施を実施するための新たな法人（一部事務組合、広域連合）を設立し、その法人が汚泥処理施設を建設し、運営する。

スキーム図



4-5 汚泥処理の共同実施の標準的な事業化フローと留意事項



4-5 脱炭素・資源循環に資する汚泥処理方式の検討

国土保全部第59号
令和5年3月17日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全部下水道部
下水道部長
(公印省略)

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について

下水道法第21条の2第2項において、「発生汚泥等の処理に当たっては、取水、焼却等によりその効果が劣ることとなり、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定しているところ、我が国における2050年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、下水汚泥のエネルギー・肥料としての利用に対する必要性が「高まっている」とある。

特に、肥料としての利用については、「食料安全保障政策大綱」（令和4年12月27日「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定」）において、2030年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の仕用量（コンポスト）に占める国内資源の利用割合を10%まで拡大する旨が示された。

このような背景を踏まえ、下水道事業を通じた循環型社会の実現への貢献を更に拡大するため、今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を下記の通り定めたと、本方針を十分に御了解の上、下水道事業の実施に努めていただくようお願いする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨を御知らせしたい。

本通知は、地方自治法（昭和25年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方

- 下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。
- 焼却処理工法汚泥の炭素化の手段として有効であるが、コンポスト生産施設による肥料利用が困難な場合には限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。



記載のポイント

- 汚泥処理の共同実施により、**スケールメリットによるコスト低減効果**が期待できること
- 下水道分野における**脱炭素推進の重要性**
汚泥が保有する高いエネルギーポテンシャル、窒素・リン資源としての有用性を鑑み、**脱炭素・資源循環に資する汚泥処理方式の導入**について検討することを記載

4-5 汚泥処理の共同実施における建設費、維持管理費の分担方法

施設の建設費の分担方法	団体数
事業期間中の想定汚泥量の比率で按分	5
過年度の実績と事業期間の想定汚泥量の双方から算出した比率で按分	2
流域別下水道整備総合計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚泥量の比率で按分	1

施設の維持管理費の分担方法	団体数
維持管理費総額を実績投入量の比率で按分	9
維持管理費総額を流入水量の比率で按分	1
事前に協議して決定した処理単価に実績投入量を乗じる	1



記載のポイント

- 汚泥処理の共同処理を実施している10都道府県を対象として実施した施設の**建設費と維持管理費の分担方法**のアンケート調査結果を参考事例として掲載

4-6 施設の広域監視

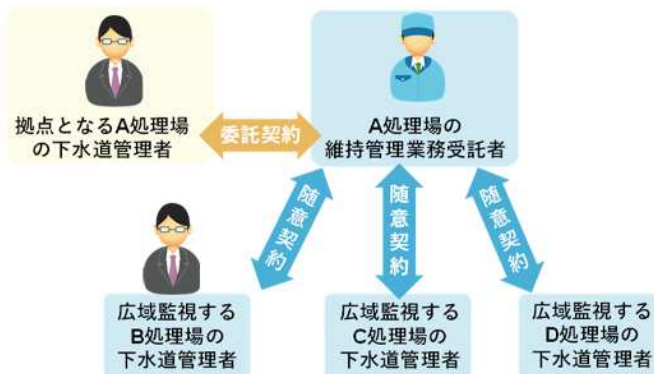
ケース 1

維持管理業務受託者と広域監視対象の下水道管理者が契約

方法

拠点となるA処理場の維持管理業務受託者と広域監視する各処理場の下水道管理者が随意契約し、広域監視を委託する。

スキーム図



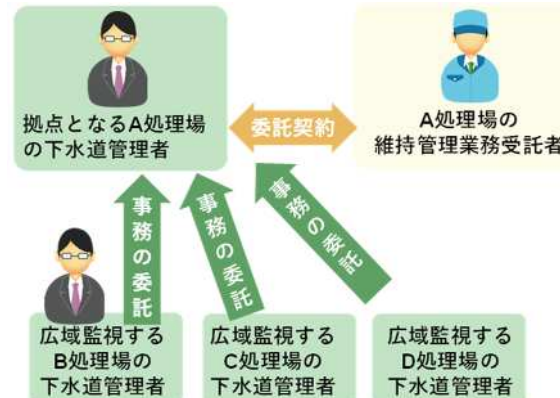
ケース 2

拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託

方法

拠点となるA処理場の下水道管理者に広域監視する各処理場の下水道管理者が事務の委託し、A処理場の維持管理業務に広域監視を業務範囲に含める。

スキーム図



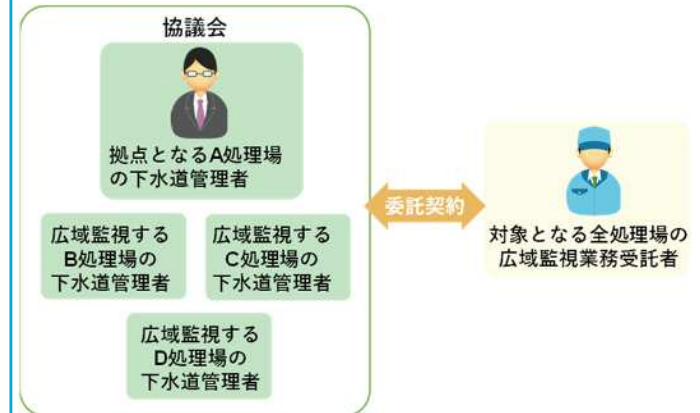
ケース 3

広域監視する全下水道管理者で協議会を設立

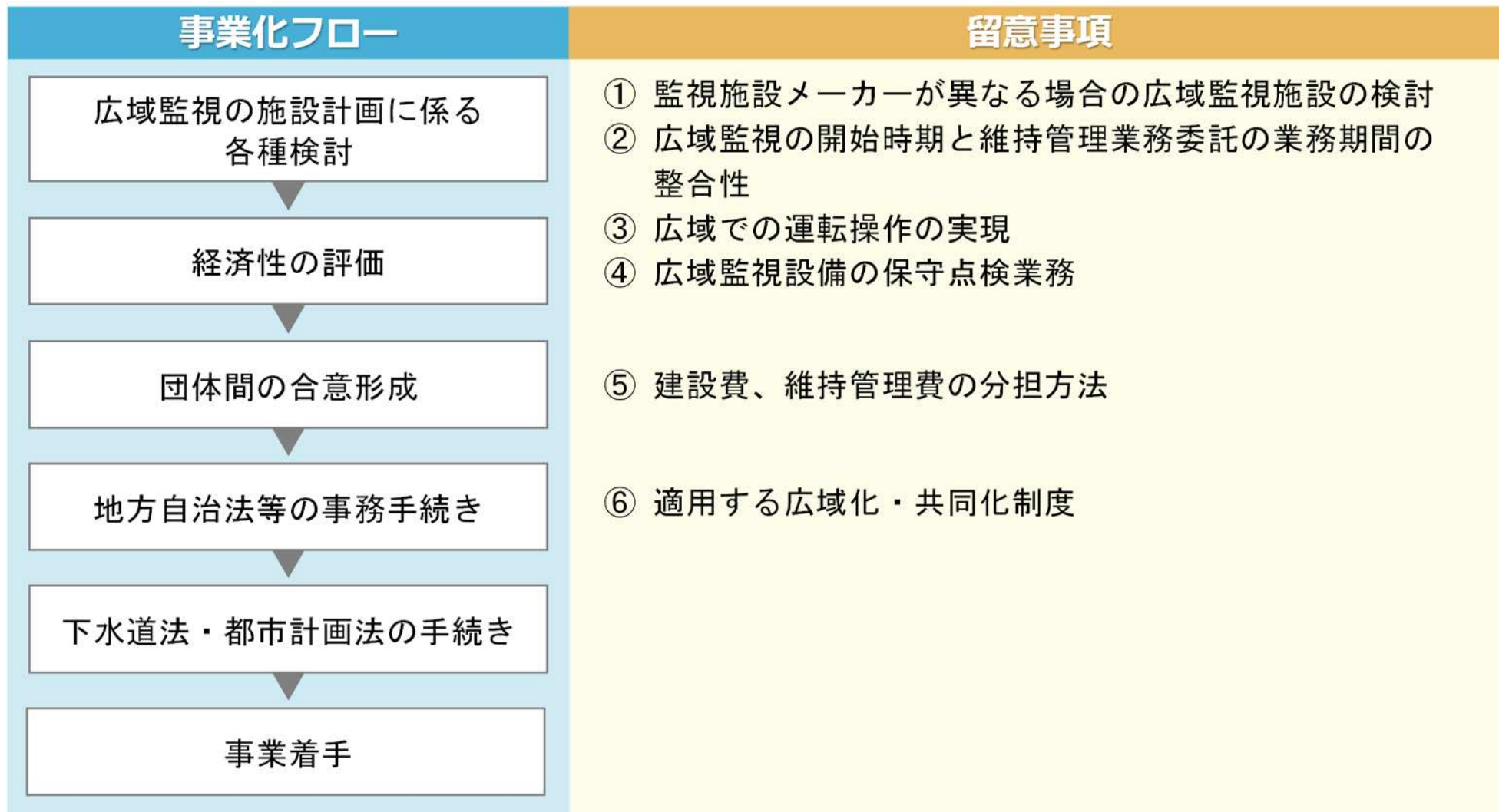
方法

拠点となるA処理場の下水道管理者、広域監視対象の下水道管理者で協議会を設立し、協議会が広域監視業務を受託者と契約する。

スキーム図



4-6 施設の広域監視の標準的な事業化フローと留意事項



4-7 計画・調査委託の共同発注

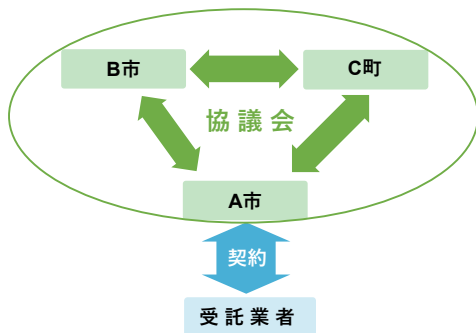
ケース 1 受託者選定・契約を共同で実施

方法

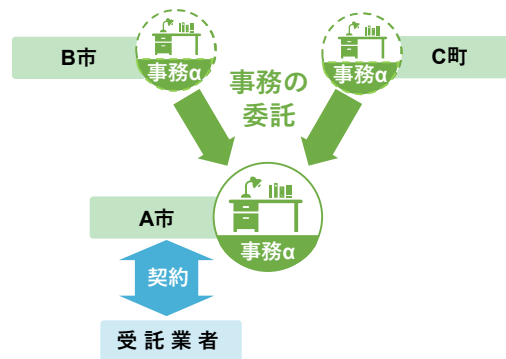
実施する計画・調査委託の受託者選定（入札）・契約を共同で実施する。

スキーム図

（協議会を適用）



（事務の委託を適用）



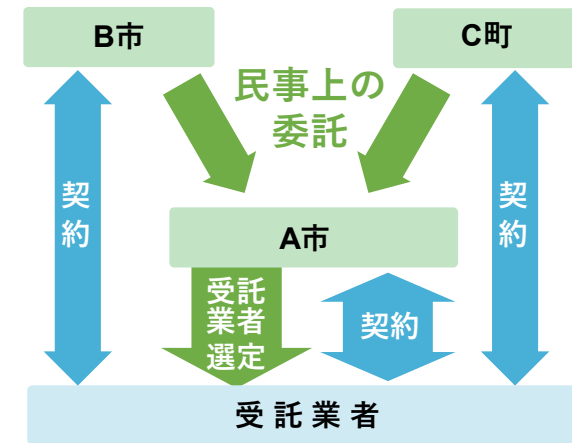
ケース 2 受託者選定のみを共同で実施

方法

実施する計画・調査委託の受託者を公募型プロポーザル方式による選定のみを共同で実施する。

スキーム図

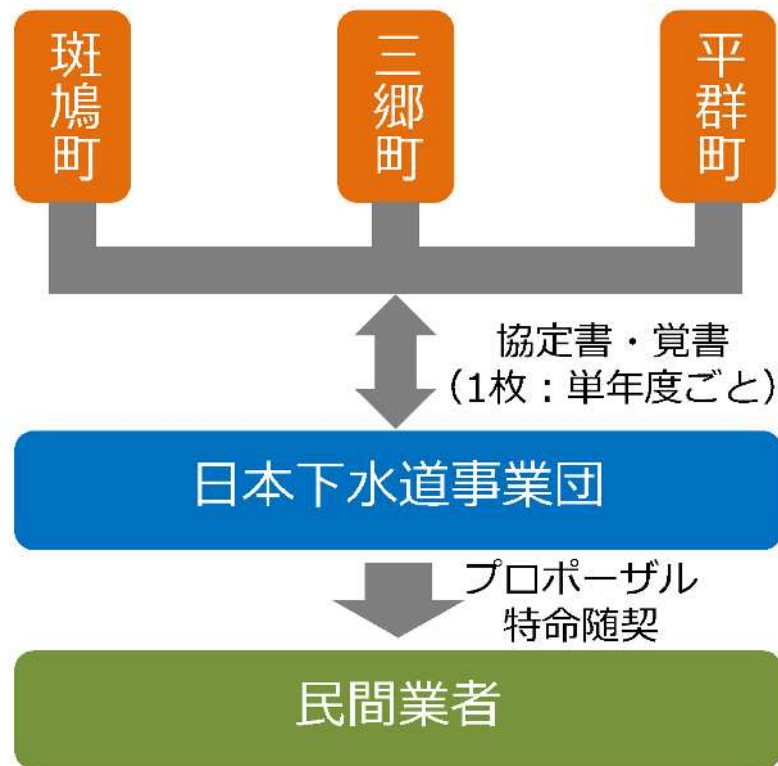
（民事上の委託）



4-7 計画・調査委託の共同発注の標準的な事業化フローと留意事項

事業化フロー	留意事項
共同発注する計画・調査委託内容の検討	
共同で実施する方法の検討	① 共同実施の範囲と適用する広域化・共同化の実施方法 ② 共同実施する場合の費用負担 ③ 公社等の第三者機関による支援
団体間の合意形成	
発注資料の作成	④ 共同実施の範囲に応じた契約約款の作成
地方自治法等の事務手続き	⑤ 民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成 ⑥ 覚書・協定書の締結
受託者の募集・選定	
契約交渉	⑦ 公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法
委託業務の契約	
委託業務の実施	⑧ 行政手続のオンライン化を進める場合の条例・規則等の改正

4-7 公社等の第三者機関による支援



! 記載のポイント

- 公社等の第三者機関による支援の事例として、奈良県斑鳩町、三郷町、平群町の3町がそれぞれ日本下水道事業団と協定書・覚書を締結し、**日本下水道事業団から公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、業務を実施した事例を掲載**

4-8 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注の留意事項



記載のポイント

- 下水道法第13条の検査のための水質検査を共同発注した際も、立入検査を行うには、それぞれの公共下水道管理者の職員が行う必要がある点を踏まえ留意を記載
- 地方自治法に基づく事務の代替執行など権限の委譲を伴わない場合は、委託を行った団体の職員が立入検査を行うことになるが、地方自治法に基づく事務の委託を行った場合、委託を受けた団体の職員に立入検査に係る権限が委譲されることに留意が必要
- 下水道法第13条に基づく強制的な立入検査とは異なり、立入りをを行う者（地方公共団体、民間事業者）と立入りを受ける者の双方の合意が得られた場合には、任意に水質検査を行うこともできる。

4-9 維持管理業務の共同発注

ケース 1 共同で選定した受託者と それぞれ委託契約を締結

方法

A市とB町がそれぞれの維持管理業務の受託者を共同で選定し、選定した受託者と個別に委託契約する。

スキーム図

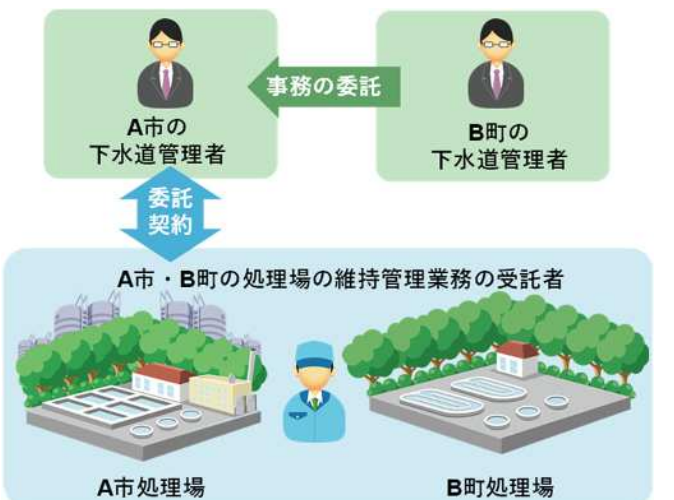


ケース 2 事務の委託を受けた下水道管理者 が維持管理業務の受託者と契約

方法

B町から事務の委託を受けたA市が、A市・B町の維持管理業務の受託者を選定し、その受託者とB町の維持管理業務も含めて委託契約する。

スキーム図



ケース 3 共同発注する下水道管理者で 協議会を設立

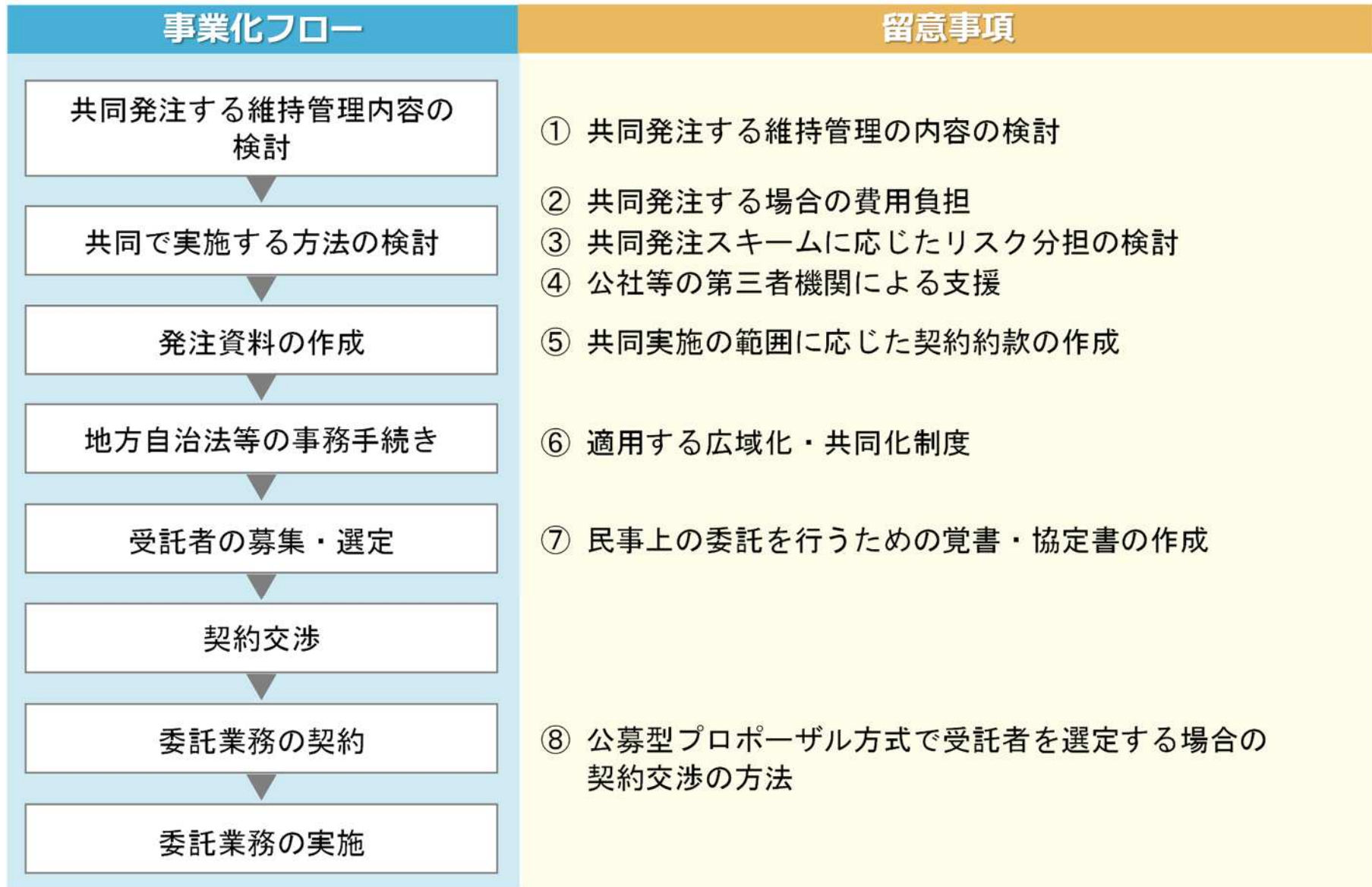
方法

共同発注する全下水道管理者で協議会を設立し、協議会が維持管理業務を受託者と契約する。

スキーム図



4-9 維持管理業務の共同発注の標準的な事業化フローと留意事項



4-9 共同発注スキームに応じたリスク分担の検討

区分	方法	リスク分担の留意事項
ケース1	共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約は、それぞれの下水道管理者が受託者と契約することから、リスク分担はそれぞれの委託契約書に基づくこととなる
ケース2	事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	<ul style="list-style-type: none"> 受託者とB町下水道管理者に直接の契約関係がないことから、B処理場の維持管理業務のリスク分担は、委託契約の当事者であるA市下水道管理者と受託者の間で定めることとなる。 B町下水道管理者は、A市下水道管理者への事務の委託に際して、事務の委託において直接関係がない受託者に対するリスク分担（例えばB町下水道管理者の責により受託者に損害が生じた場合）についてお互い合意することが必要である。
ケース3	共同発注する下水道管理者で協議会を設立	<ul style="list-style-type: none"> 協議会と受託者が契約することとなるため、協議会全体と受託者間は委託契約、協議会内のA市下水道管理者とB町下水道管理者の間は協議会の規約（または協議会の規程）に基づき処理することとなる。



記載のポイント

- 共同発注のスキームの違いにより、受託者の過失による損害が生じた場合等の**リスク分担の考え方**が変わってくる点を明記

4-9 公社等の第三者機関による支援



! 記載のポイント

- 公社等の第三者機関による支援の事例として、長野県内市町村が長野県下水道公社に委託し、長野県下水道公社が維持管理業務の入札を行い、委託業者と契約し、維持管理業務を実施している事例を紹介

第4章：個別メニューの推進

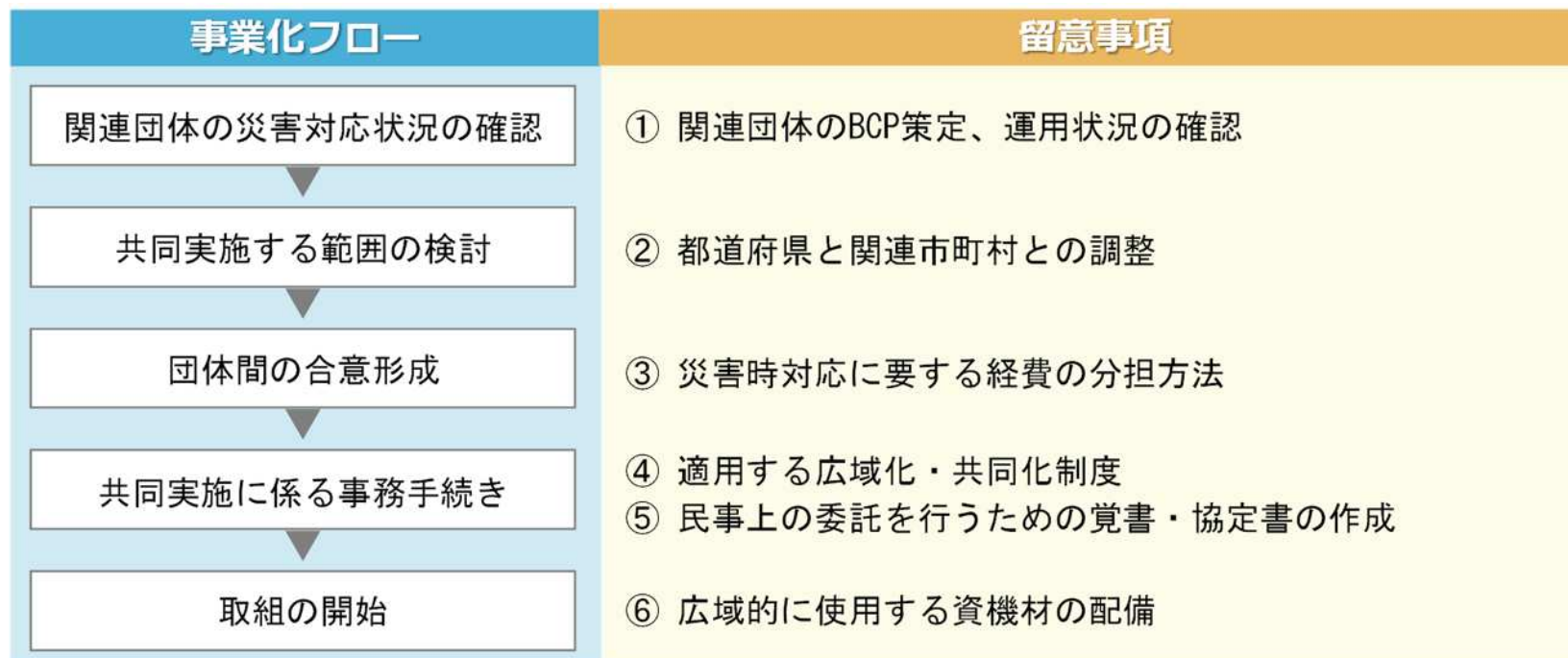
4-10 災害時対応の共同化

共同化の項目

取組内容

災害訓練の共同実施	・ 関連団体が共同で災害訓練を企画、実施
資器材の共同備蓄	・ 関連団体が応急復旧等に用いる資器材の保有状況を共有すると共に、共同購入等により新たな資器材を共有
共通のBCP策定	・ 関連団体で共通のBCPを策定
災害対応の共同実施	・ 共通で策定したBCPに基づき関連団体が共同で災害対応を行い、相互支援する

4-10 災害時対応の共同化の標準的な事業化フローと留意事項



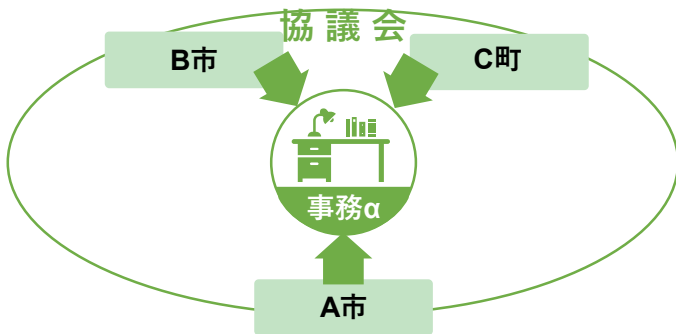
4-11 庁内事務の共同化

ケース 1 協議会を設立し、 庁内事務を共同化

方法

協議会を設立し、協議会として庁内事務を共同化する。

スキーム図

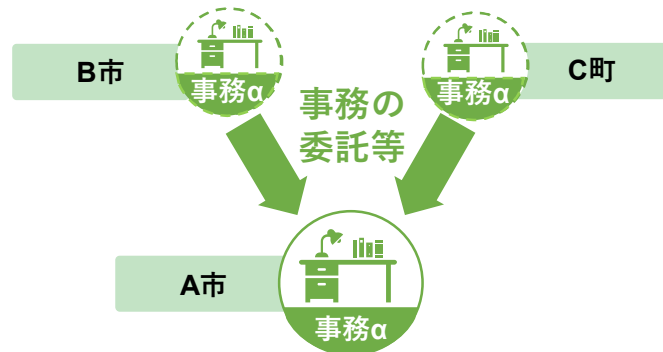


ケース 2 事務の委託、または事務の代替 執行により庁内事務を共同化

方法

事務の委託により、事務を受けた自治体で庁内事務を実施する。

スキーム図

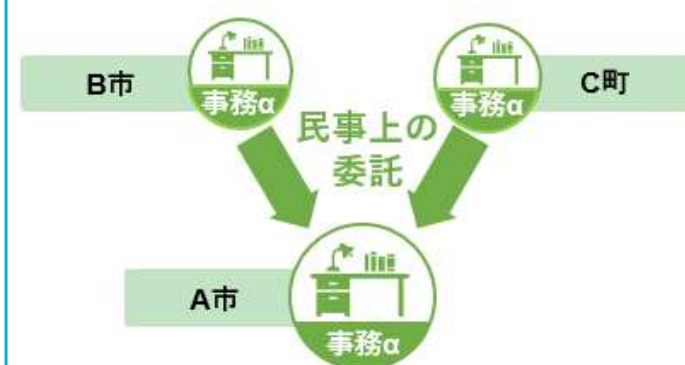


ケース 3 民事上の委託により 事務の委託

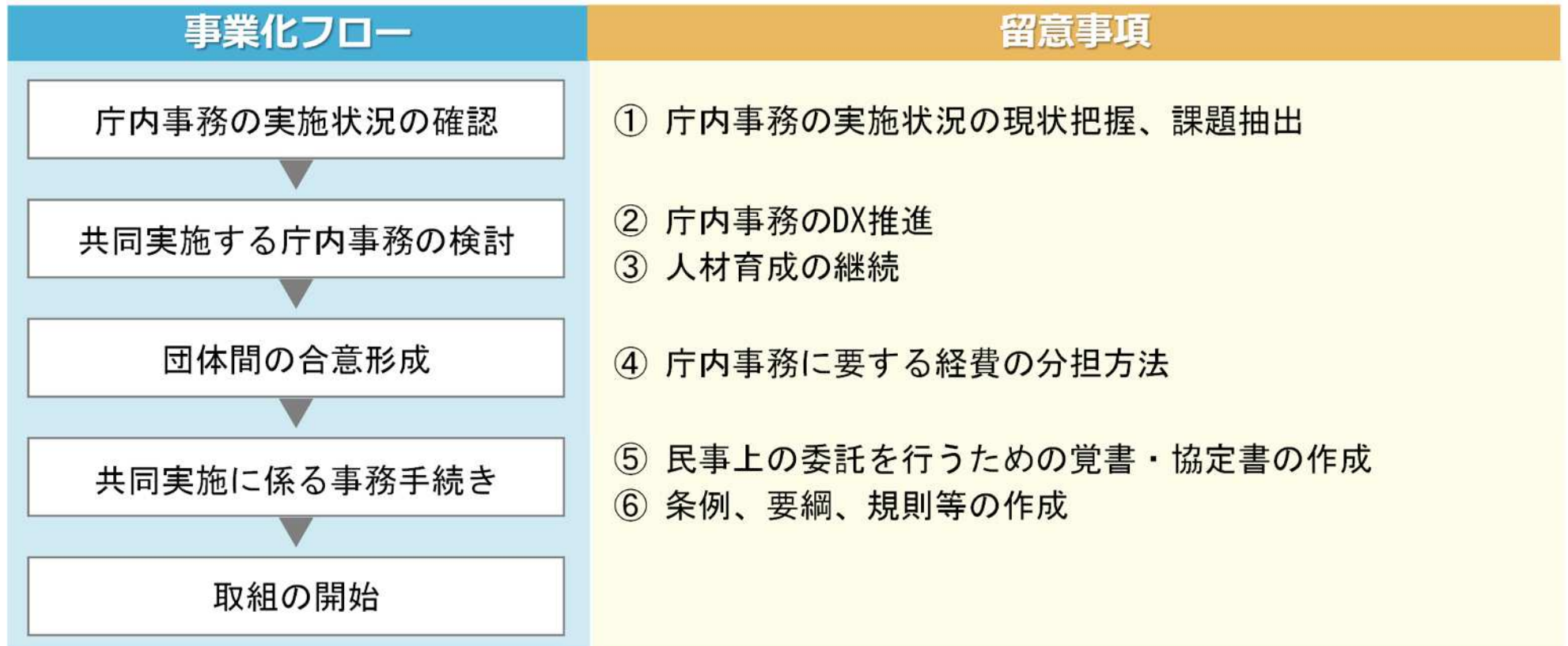
方法

民事上の委託により、委託を受けた自治体で庁内事務を実施する。

スキーム図



4-11 庁内事務の共同化の標準的な事業化フローと留意事項



記載のポイント

- 前回分科会意見を踏まえ、**人材育成の継続の必要性**を追記

4-11 庁内事務の共同化を進める上での条例、要綱、規則等の改正

区分	方法	適用される条例、要綱、規則等の考え方
ケース1	協議会を設立し、庁内事務を共同化	<ul style="list-style-type: none">関係団体のうち1つの団体の条例等をそれ以外の団体の条例等とみなして実施するか、又は、それぞれの団体の条例等によって実施するかを規約で定めて実施
ケース2	事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化	<ul style="list-style-type: none">事務の委託は、委託を受けた団体の条例等に基づき実施（委託した団体の条例等に基づき実施する場合には規約に定めが必要）事務の代替執行は、代替執行を求めた団体の条例等に基づき実施
ケース3	民事上の委託により事務の委託	<ul style="list-style-type: none">それぞれの団体の条例等に基づき実施



記載のポイント

- 庁内事務の共同化を進める上で、共同化の方法に応じて適用される条例、要綱、規則等の考え方を記載

4-12 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

省庁名	制度名	区分	制度の概要
総務省	下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置	普通 交付税 措置	広域化・共同化に要する施設等整備費について元利償還金の一部を普通交付税措置
農林水産省	漁村整備事業/ 農山漁村地域整備交付金 (漁港漁村環境整備事業)	補助金/ 交付金	他の汚水処理施設への接続や漁業集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事を支援
国土交通省	下水道広域化推進 総合事業	交付金	下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥処理等を行う事業を支援